

# 八尾市道路植栽管理方針



八 尾 市

令和4年（2022年）4月



## 目 次

はじめに	P. 1
1. 道路植栽の機能	P. 1
2. 本市の現状	P. 2
3. 課 題	P. 2
(1) 安全安心、景観上の課題	P. 2
(2) 財政面の課題	P. 3
4. これからの道路植栽の方向性	P. 4
(1) 管理方針1（計画的な再整備）	P. 4
① 大径木化・高齢木化した道路植栽がある路線の再整備	P. 4
② 道路の特性に応じた再整備	P. 4
(2) 管理方針2（樹形及び管理水準の適正化）	P. 5
① 段階的な樹形の適正化	P. 5
② 道路毎の管理水準の設定	P. 5
(3) 管理方針3（不要木の撤去・間引き）	P. 5
① 植栽制限区間の設定及び制限区間内の樹木の撤去	P. 5
② 植栽箇所が不適切な樹木の撤去	P. 5
③ 過密化した樹木の撤去	P. 6
(4) 管理方針4（点検・調査）	P. 6
① 点検・調査手法の明確化	P. 6
1) 点検・調査などのフロー	P. 6
2) 点検の種類	P. 7
ア. 通常点検	P. 7
イ. 定期点検	P. 8
ウ. 異常時点検	P. 9
3) 保全重要性の高い樹木について	P. 9
別紙 植栽制限区間	P. 10



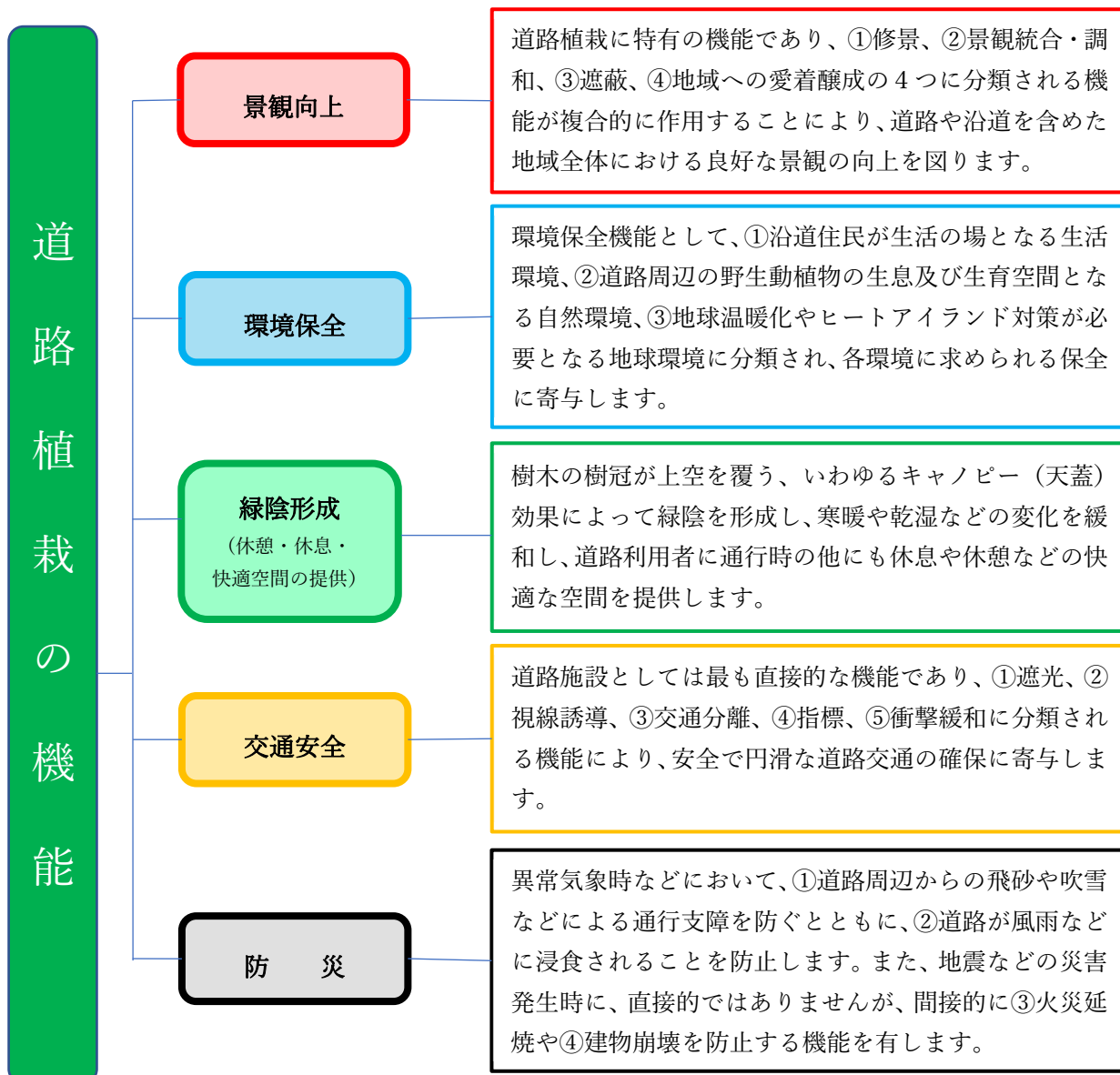
## はじめに

本市では建物施設（いわゆるハコモノ）だけでなく、都市基盤施設を含めた公共施設などのあり方について基本的な方向性を示す「八尾市公共施設マネジメント基本方針（改訂版）」を作成し公共施設などを適切に維持管理する取組みを進めています。都市整備部では平成29年（2017年）3月に「八尾市都市基盤施設維持管理基本方針」を策定し、本市が管理する都市基盤施設毎の性質や課題などに応じて、適切な維持管理手法を選択するための基本的な考え方を示しており、順次個別施設計画の策定を進めているところです。

道路植栽においては、大径木化・高齢木化の進行による見通しの阻害、通行支障、倒木・落枝の発生及び景観の悪化などの問題が顕在化しており、都市魅力の低下につながっている状況を踏まえ、「八尾市道路植栽管理方針」を策定し、良好な道路植栽の管理を目指すものであります。

### 1. 道路植栽の機能

道路植栽の機能については下記のようなものがあります。



## 2. 本市の現状

本市では道路の景観向上及び沿道の保全を図るとともに、通行の快適性、安全の確保、自然環境の保全などを目的に道路植栽の整備を行っています。しかし一方で植栽後相当の年月が経過する中で、安全安心や景観上の課題や財政面の課題も発生しています。

○本市の道路植栽（令和2年（2020年）度末）

植栽帯 延長 33.3 k m（高木 3,850 本）、面積 約 24,000 m<sup>2</sup>

## 3. 課題

### （1）安全安心、景観上の課題

樹木の大径木化・高齢木化が進行しており、また剪定・除草など維持管理が行き届かないことによる見通しの阻害、通行支障、倒木・落枝の発生及び景観の悪化などの問題が顕在化し、事故リスクの高まりや都市魅力の低下につながっています。

名 称	内 容
見通しの阻害、 通行支障	過密化による見通しの阻害、不適切な位置への植栽による交通安全・交通管理施設の視認性の低下、根上がりによる通行支障が発生しています。
倒木・落枝の発生	大径木化・高齢木化、生育環境の悪化、過度な剪定などは、樹木の倒伏につながる場合があります。大径木化・高齢木化した樹木に起因する事故が発生した場合は、被害が深刻化する可能性が高まります。
景観の悪化	枯損による景観の悪化や樹木間の相互干渉・競合による樹形の乱れなどが発生しています。
その他	周辺住民への悪影響（落枝、落葉、越境、害虫など）が発生しています。





交差点部見通し阻害



根上がりによる通行支障



交通安全・交通管理施設の視認性の低下（信号機・道路照明灯・道路標識）

## （2）財政面の課題

本市の財政状況をみると土木費については、平成23年（2011年）度は114.8億円（構成比12.3%）でありましたが、令和2年（2020年）度には79.5億円（構成比5.9%）で、この10年間に約3割減となっています。今後も厳しい財政状況が継続することが予想され、道路植栽に係る維持管理費用についても同様に厳しい状況が続くと想定されます。

道路植栽においては成長するにつれ剪定などの維持管理費が増加していきます。道路植栽を適正に管理するためには、年間に中高木1回、低木2回の剪定及び除草3回程度必要と考えており、年間9,000万円ほどの費用がかかると見込んでいます。

## 4. これからの道路植栽の方向性

これからの道路植栽の方向性は、「量の拡大」から「質の向上」へ発想を転換し、安全性の確保及び都市魅力の向上を重視するとともに、管理コストの縮減にも対応する必要があります。このような状況の中、今後道路植栽の維持管理を行っていくうえで下記の4つの管理方針に沿った取組みを進めます。

管理方針1 (計画的な再整備)	① 大径木化・高齢木化した道路植栽がある路線の再整備 ② 道路の特性に応じた再整備
管理方針2 (樹形及び管理水準の適正化)	① 段階的な樹形の適正化 ② 道路毎の管理水準の設定
管理方針3 (不要木の撤去・間引き)	① 植栽制限区間の設定及び制限区間内の樹木撤去 ② 植栽箇所が不適切な樹木の撤去 ③ 過密化した樹木の撤去
管理方針4 (点検・調査)	① 点検・調査手法の明確化

### (1) 管理方針1 (計画的な再整備)

#### ① 大径木化・高齢木化した道路植栽がある路線の再整備

大径木化・高齢木化の進行は、倒伏による事故リスクを増加させるだけでなく、根上りによる通行支障を引き起こします。また、道路空間に対してバランスを欠いたり強剪定を余儀なくされたりすることで景観の悪化を招きます。さらに、樹高の高い樹木の剪定作業を行うには、大型高所作業車の使用や長時間に渡る交通規制が必要となるため、費用負担が大きくなります。今後も樹木の成長とともに悪化していくと考えられるこれらの課題に対応し、将来を見据えて計画的に道路植栽の再整備を進めていきます。

#### ② 道路の特性に応じた再整備

道路植栽の再整備にあたっては、それぞれの道路で異なる特性（地域特性、交通特性、ネットワーク特性など）を有しているため、当該道路植栽に求められる緑化機能についても様々あります。そのため、求められる緑化機能を総合的に発揮させる道路空間及び地域の価値向上に資するよう道路特性に応じた区間別の再整備を行うとともに管理しやすい樹種を極力選定し、後年の維持管理費の負担軽減を図ります。また新規・再整備の際には防草シートなどを設置し、除草にかかる維持管理費の軽減に努めます。



## (2) 管理方針2（樹形及び管理水準の適正化）

### ① 段階的な樹形の適正化

樹形を適正に保持することは、個々の樹木の健全性や美観を維持するだけでなく、周辺環境やまちなみと調和のとれた景観の形成にも寄与します。また将来的には樹木台帳の整備やカルテの策定の取組みを進めるとともに、道路の構造や樹種に応じた目標樹形を設定し、これに基づく剪定管理を行うことで樹形を適正化します。樹形の適正化にあたっては、強剪定による樹勢の低下や景観の悪化を招かないよう、段階的に目標樹形に近づけます。なお、大径木化・高齢木化により、強剪定をしなければ道路区域内で目標樹形を維持することが困難となった場合は、必要に応じて更新（植替え）します。

### ② 道路毎の管理水準の設定

道路植栽については地域特性などそれぞれの道路で異なる特性を有しており、樹木に求められる緑化機能も様々であることから、道路毎の状況を踏まえつつ、それぞれの管理基準を設け、計画的な維持管理を行い周辺環境の保全に努めます。

## (3) 管理方針3（不要木の撤去・間引き）

### ① 植栽制限区間の設定及び制限区間内の樹木の撤去

本市の歩道は幅員が狭い路線が多いことから、道路植栽は歩行者の安全確保、自転車通行の適正化など交通安全対策について総合的に見る必要があります。市内では、道路植栽が交差点部や開口部などに近接し交通視距の確保に支障が出ていたり、樹木の生育による信号、照明灯などの交通安全施設や道路標識などの交通管理施設へ影響が出ているなどの例が見られます。そのため交差点部や開口部などの一部に植栽制限区間<sup>\*1</sup>を設け、別紙に示す植栽制限区間（歩道の有効幅員 2.0m未満にある植栽含む）にある樹木を撤去します。また、車道の合流部などについても、個別に検討して、交通視距の確保に努めます。

### ② 植栽箇所が不適切な樹木の撤去

植栽制限区間外であっても、交通安全施設や交通管理施設などと競合し、自動車運転者などからの交通視距の妨げとなっている樹木については撤去します。また、公園や民有地の樹木が道路の樹木と一体となって道路緑化の機能を発揮する場合は、無理に道路の樹木を植栽しないほうが景観形成に効果的な場合があります。このような場合は、必要に応じて道路の樹木を撤去します。これらの不要木を撤去・間引きすることにより、安全性を確保するとともに管理数量を見直すことで、維持管理費の軽減につなげます。

<sup>\*1</sup> 植栽制限区間：道路植栽の設置を制限する区間

### ③ 過密化した樹木の撤去

沿道環境を保全するために設けられた環境施設帯（緑地帯）については幼木の植栽により樹林が形成されたものや、早期緑化のために先駆植物が植栽されているものがあり、過密化が認められる場合は必要に応じ間引きを行います。

## (4) 管理方針4（点検・調査）

### ① 点検・調査手法の明確化

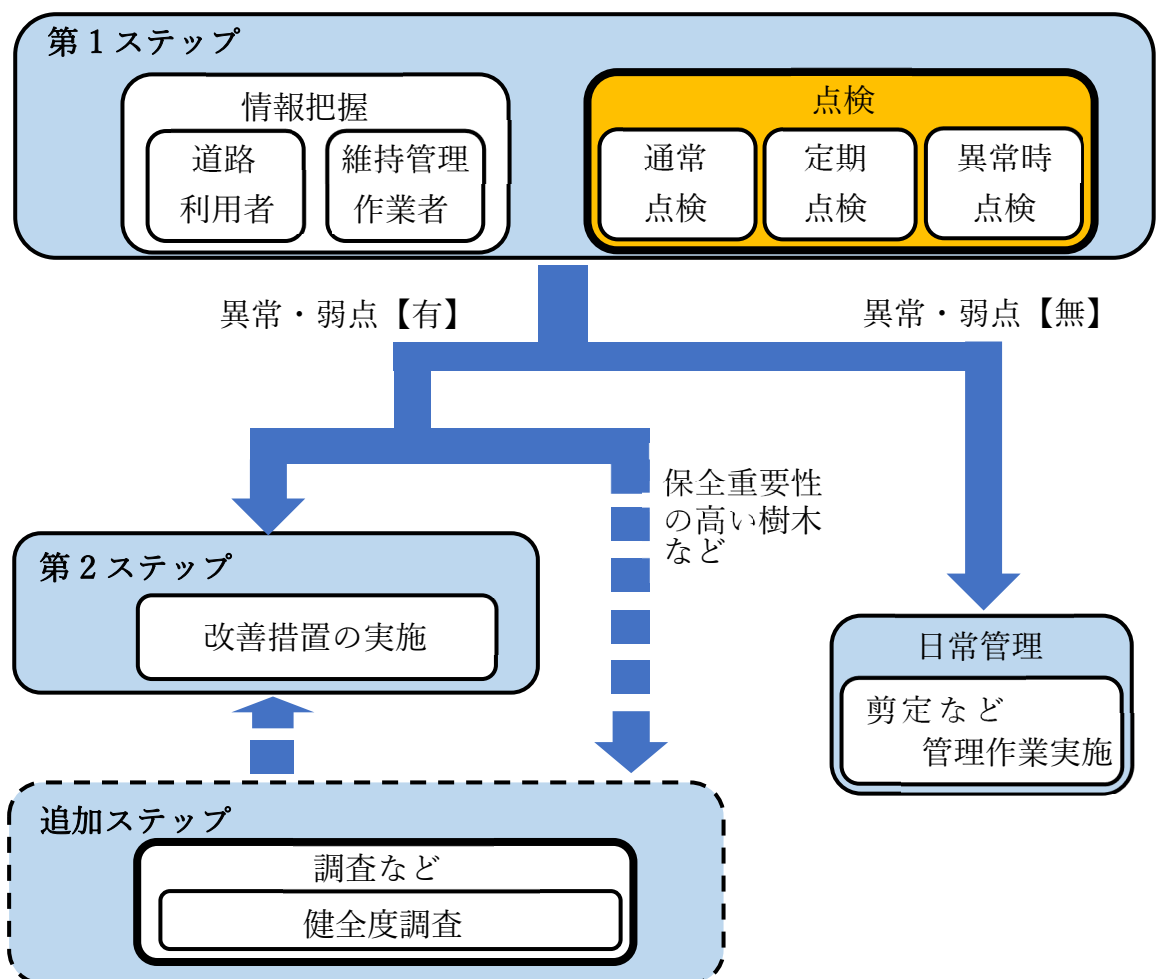
道路植栽の点検・調査などの手順は、以下のとおりとします。

第1ステップ：道路利用者及び維持管理作業者などから提供される樹木の異常に関する情報把握や巡回・点検

第2ステップ：樹木の危険度に応じて必要となる改善措置の実施

追加ステップ：保全重要性の高い樹木については専門的な調査による樹木の倒伏・落枝に対する危険度の評価を実施

### 1) 点検・調査などのフロー



## 2) 点検の種類

種類	頻度	概要	方法
通常点検	2回/年	樹木の異常及び道路交通などへの影響を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回車からの遠望目視</li> <li>・確認した内容は点検記録表に記入し、必要に応じて写真を撮影</li> </ul>
定期点検	3年で市内一巡	通常点検項目及び樹木の構造上の弱点の有無を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近接目視</li> <li>・確認した内容は点検記録表に記入し、必要に応じて写真を撮影</li> </ul>
異常時点検	異常時	豪雨、暴風、地震などの異常気象や災害発生時に生じる樹木の倒伏・落枝や道路交通などへの影響を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、巡回車からの遠望目視により行い、必要に応じ近接目視</li> <li>・確認した内容は点検記録表に記入し、必要に応じて写真を撮影</li> </ul>

### ア. 通常点検

通常点検では、巡回車からの遠望目視により樹木の異常（倒木、枯死、枯れ枝、ぶら下がり枝）及び道路交通への影響（通行支障、視距不良、視認性の低下）を確認します。

#### ・点検項目

	点検項目		改善措置
樹木本体の状況	倒木	樹木が倒れていないか	倒木除去、再植栽の検討
	枯死（立枯れ）	樹木が枯れていないか	伐採、再植栽の検討
	枯れ枝・ぶら下がり枝	車道、歩道上に危険な枝はないか	危険枝の撤去
樹木周辺の状況	通行支障	道路上に枝葉は出ていないか	樹冠縮小
	視距不良	横断歩道、交差点など付近の見通しは大丈夫か	樹冠縮小
	視認性の低下	信号、標識、道路反射鏡などに枝葉がかぶさっていないか	樹冠縮小

注) 架空線の占有者と、役割分担などについて協議を進めます。

## イ. 定期点検

定期点検では、近接目視により樹木の異常（枯死、枯れ枝、ぶら下がり枝など）の有無など確認のほか、キノコなどの発生、根上りによる舗装や周辺構造物への干渉、道路交通への影響（通行支障、視距不良、視認性の低下）を確認します。

### ・点検項目

点検項目		点検内容	改善措置
樹木 本体の 状況	倒木	樹木が倒れていないか	倒木除去、再植栽の検討
	枯死（立枯れ）	樹木が枯れていないか	伐採、再植栽の検討
	枯れ枝・ぶら下がり枝	車道、歩道上に危険な枝はないか	危険枝の撤去
	亀裂・腐朽・空洞など	幹や枝・根元などに亀裂や腐朽・空洞、キノコの発生などないか	殺菌などによる治療、危険枝の撤去や断幹・伐採、再植栽の検討
	揺れ・土壌との隙間	幹を押すと、樹木全体に揺れが発生しないか・根元と土壌に隙間がないか	支柱の設置、不定根育成、断幹・伐採、再植栽の検討
	病虫害	病虫害に侵されていないか	薬剤散布などによる防除
樹木 周辺の 状況	通行支障	道路上に枝葉は出ていないか	樹冠縮小
	視距不良	横断歩道、交差点など付近の見通しは大丈夫か	樹冠縮小
	視認性の低下	信号、標識、道路反射鏡などに枝葉がかぶさっていないか	樹冠縮小
	根上りによる舗装面不陸など	舗装面や周辺構造物（縁石、踏圧防止板など）に影響を与えていないか	根系切除、周辺施設の補修、植栽基盤整備

## ウ. 異常時点検

異常時点検では、豪雨、暴風、地震などの異常気象時や災害発生時に、巡回車が災害に巻き込まれないよう十分に注意しながら、樹木の倒伏・落枝や道路交通などへの影響を確認します。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常点検などにより確認された異常又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐などによる事前の保護対策を講じるよう努めます。樹木に被害が発生し、道路交通に支障が生じている場合は、下記に示す措置を講じます。

### ・被害内容及び措置


被害内容	被害の程度	措置
根返り・傾倒	活着が見込めない場合	切断・撤去
	活着が見込める場合	立て起こして仮支柱で固定
幹折れ	生育や樹形などに大きな被害がある場合	除伐・撤去
	生育や樹形などに大きな被害がない場合	折損部をきれいに切断し、必要に応じて殺菌剤などを塗布
枝折れ	——	撤去

### 3) 保全重要性の高い樹木について

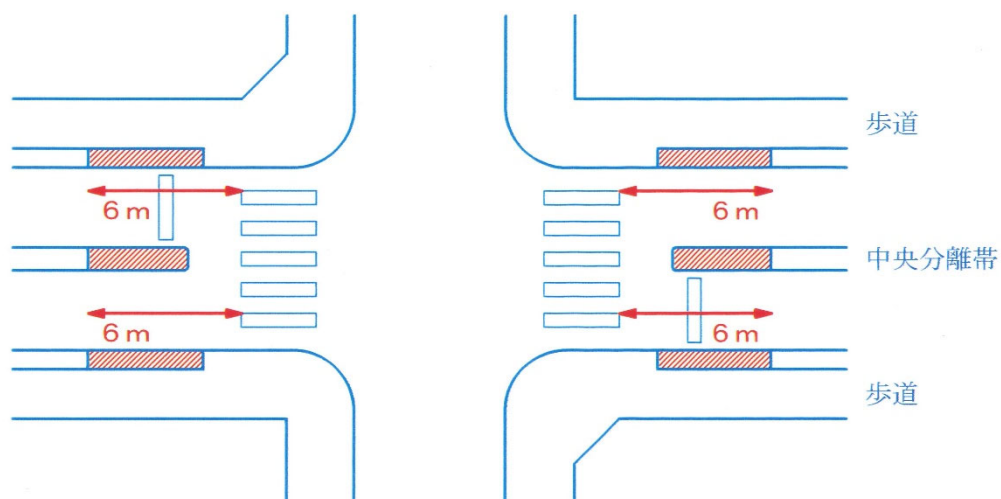
道路植栽管理において、効率的に点検を行い、速やかに倒伏・落枝に対する安全性を確保していくには、樹木の保全重要性に応じて対応が異なります。保全重要性の高い樹木に対しては保全が最優先（伐採を可能な限り回避）となるため、専門家による健全度調査<sup>\*2</sup>などを行い意見を反映するものとします。

<sup>\*2</sup> 健全度調査：樹木形状と活力を把握する生育状況調査及び樹木の構造的な弱点を把握する危険度調査

## (別紙) 植栽制限区間

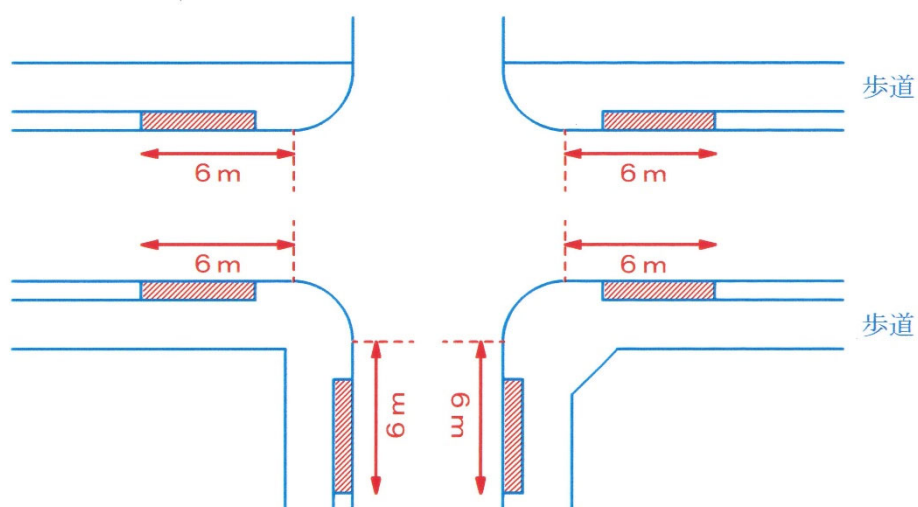
 : 道路植栽の設置を制限する区間

### ① 交差点部 (横断歩道が有る交差点)



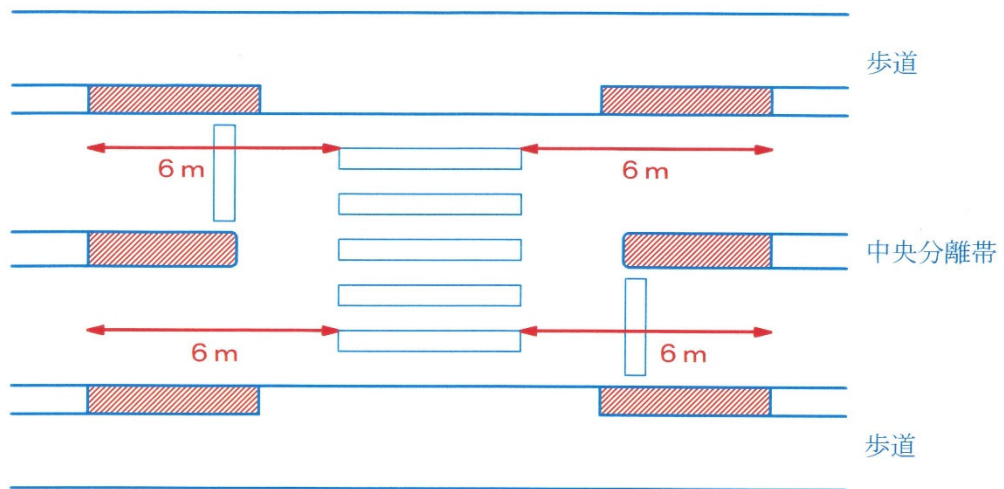
※ 横断歩道の手前 6 m の区間

### ② 交差点部 (横断歩道が無い交差点)



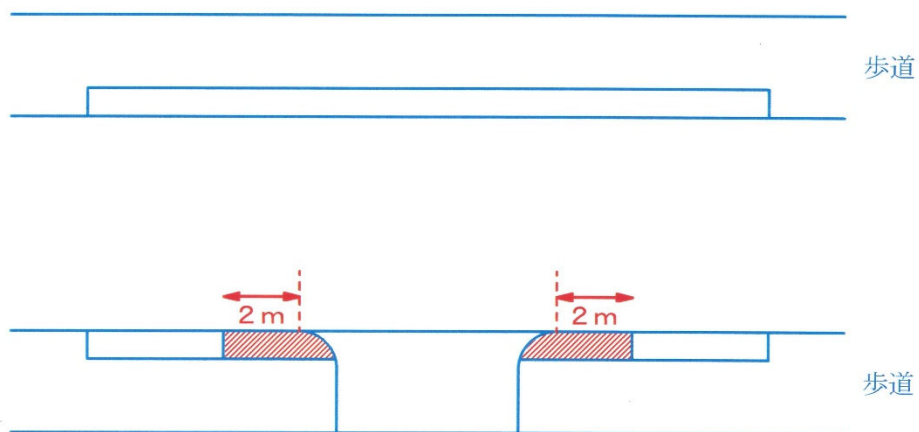
※ 交差点の曲線部の起終点 (巻き込みの終わり) から 6 m の区間

### ③ 横断歩道部



※ 横断歩道の前後 6 m の区間

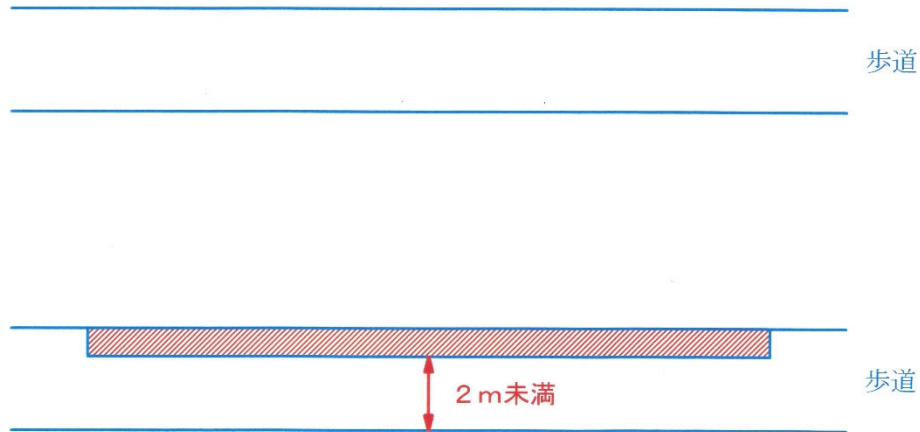
### ④ 開口部



※ 開口部（巻き込みの終わり）から左右 2 m の区間



⑤ 歩道の有効幅員が取れない箇所



※ 歩道の有効幅員が2 mに満たない箇所

※ 植栽制限区間は、交通視距の確保について有効な反面、歩道から車道への歩行者・自転車などの斜め横断といった交通安全上の危険が生じるため、横断防止柵の設置を基本とします。

八尾市道路植栽管理方針

令和4年（2022年）4月

八尾市都市整備部土木管理事務所

TEL : 072-994-1340      FAX : 072-924-9435

Email : [dkjimusho@city.yao.osaka.jp](mailto:dkjimusho@city.yao.osaka.jp)